

京都大学桂図書館資料収集方針

令和2年4月1日
桂図書館長裁定制定

(趣旨)

第1 この方針は、京都大学桂図書館（以下、「図書館」という。）の図書館資料（以下、「資料」という。）の整備のための収集について必要な事項を定める。

(収集の目的)

第2 図書館は、本学の「対話を根幹とした自学自習」の理念を踏まえつつ、部局図書館・室の資料所蔵状況と調和を図りながら、京都大学図書館機構将来構想（2020年2月改定）にいう「エリア連携図書館」として教育研究の基盤となる資料を収集・整備することを目的とする。

(収集資料の範囲)

第3 図書館は、第2項の目的を達成するために必要な資料として、次の各号に掲げる資料を収集することを原則とする。

- (1) 学習及び研究の基礎となる資料
- (2) 最新の知見を紹介した資料
- (3) 学際領域の資料
- (4) その他図書館において収集・整理・提供することが適当と判断される資料

(収集資料の種類)

第4 図書館においては、次の各号に掲げる資料を収集するものとする。

- (1) 図書
- (2) 雑誌
- (3) 電子的資料
- (4) その他図書館において収集・整理・提供することが適当と判断される資料

(収集資料の選定)

第5 図書館においては、第3項および第4項に基づき収集する資料の候補として、次の各号に掲げるものを桂図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）で審議のうえ、桂図書館長（以下「館長」という。）が決定する。選定方法については、図書館職員に一定の範囲で裁量を与え、運用を行い、最終的な責任は館長が負う。

- (1) 運営委員会の選書によるもの
- (2) 教員の推薦または選書によるもの
- (3) 学内構成員によって執筆された図書または同構成員が出版に関わったもの
- (4) 図書館職員の選書によるもの
- (5) 学生によって希望・推薦された資料で図書館職員が適当であると認めたもの

- (6) 寄贈によるもの
- (7) その他図書館において収集・提供することが適当と判断するもの

(寄贈資料の受入基準)

第6 寄贈資料については、第3項および第4項に基づき次の各号の資料を受け入れるものとする。なお、受け入れに関しては、紀要等定期的寄贈、著者寄贈および少量の寄贈を除き、事前に運営委員会に諮るものとする。

- (1) 図書館所蔵資料の叢書の欠本、雑誌の欠号補充に該当するもの
- (2) 図書館が収蔵している分野の関連資料の補充・充実に寄与すると認められるもの
- (3) 教員が寄贈の仲介をする資料
- (4) その他運営委員会が必要と認めたもの

2 前項の規程にかかわらず、次の各号の寄贈資料については、受け入れないことを原則とする。

- (1) 別置を条件とするもの
- (2) 図書館所蔵資料と重複しているもの
- (3) 第3項の資料の範囲に合致しないもの
- (4) 寄贈タイトルリストの示されないもの
- (5) その他収蔵に適さないもの

(研究室等所蔵図書および雑誌の受け入れ)

第7 研究費で購入され、研究室等に配置されている図書および雑誌のうち、研究室等から希望があり、かつ、運営委員会において図書館に所蔵することが望ましいと判断したものについては、所蔵することができる。

(不用決定)

第8 不用決定にあたっては、あらかじめ運営委員会で審議するものとする。